

2021 年度国際学会・シンポジウム開催助成実施報告書

法学部専任教授 大津 浩

| | |
|---------|---|
| シンポジウム名 | 日仏公法セミナー明治大学シンポジウム「パンデミックと法治国家」 (明治大学建学 140 周年記念日仏国際シンポジウム・第 14 回日仏公法 セミナー・プレ企画) |
| 開催日時 | 2022 年 2 月 21 日 (月) 17 時～20 時 30 分 |
| 開催場所 | オンライン開催 (Zoom 会議システムを利用) |
| 主催 | 明治大学日仏シンポ実行委員会、日仏公法セミナー |
| 共催 | SLC (比較立法協会・フランス) 日本法部会、日仏法学会 (日本) |
| 後援 | 明治大学法学部、明治大学国際連携本部、 (日仏公法セミナー全体への後援) 野村財団、江草財団、笹川日仏財団 |
| 招待講演者 | Jean-Marie PONTIER (仏・Aix-Marseille 大学名誉教授) Pierre BRUNET (仏・Paris 第 1 大学専任教授) Julien BOUDON (仏・Paris-Saclay 大学専任教授) |
| 本学側講演者 | 大津浩 (法学部専任教授) |
| 本学司会者 | 江藤英樹 (法学部専任准教授) |
| 通訳者 | 宇都宮彰子 (日本語とフランス語の逐次通訳) |
| ウェブ参加者 | 約 50 名 (日本側参加者 35 名、フランス側参加者 13 名、 ドイツからの参加者 1 名、ルクセンブルクからの参加者 1 名) |
| 開催趣旨 | 新型コロナウイルス感染拡大によるパンデミック下で緊急事態宣言が 発出され、国によってはロックダウンやワクチンパス強制などの例外的 かつ強制的な感染拡大対策措置が展開される中で、民主主義体制を とる各国の法治国家原理がどのように変容したのか、またこれに抗し て市民の自由と権利保護の観点からどのようにして法的救済を及ぼし うるのかについて、最も強力な法的統制を課してきた国の一つである フランスの事例を中心に分析しつつ、これとの対比で日本のコロナ対 策における法治国家の有りようについても分析を加える。 |

実施報告

本シンポジウムは、本来は 2022 年 2 月 21 日から 23 日にかけての 3 日間、東京都内で開催予定であった第 14 回日仏公法セミナー (21 日明治大学、22 日立正大学、23 日東京大学) において、現代法治国家の変容状況を多様な視点から分析する日仏シンポジウムの一環として、新型コロナウイルス感染拡大によるパンデミック下での法治国家の問い直しを目的として、2 月 21 日に終日、明治大学駿河台キャンパス・リバティタワーの教室で対面式で行うシンポジウムの企画であった。本企画は、明治大学の建学理念であるフランス

法を日本に導入することを通じて権利自由・独立自治の精神を涵養するという明治大学のルーツを確認するという意義があり、その意味で明治大学法学部から明治大学建学 140 周年記念法学部記念事業として法学部教授会の承認も受けていた。しかし 2022 年 2 月には新型コロナウイルス感染拡大が収まらなかったため、すべての企画を 2022 年 6 月 24 日～26 日に移し、あくまでも対面式のシンポジウムを実施することとしたうえで（明治大学セッションは 6 月 26 日に実施することとし、法学部の後援も継続する）、本来これを予定していた 2 月 21 日は、明治大学国際連携本部の後援による国際学会・シンポジウム企画を可能な範囲で実施する目的から、上記 6 月 26 日の日仏公法セミナー明治大学セッションのプレ企画に衣替えをし、オンラインで開催したものである。フランス側参加者が多数予定されたため、フランス側との時差を考えて、日本時間では 17 時から 20 時 30 分に、フランス時間では 9 時から 12 時 30 分の開催以外に道はなく、この範囲で可能な企画に変更した。それが、6 月の企画では短時間の要約的な導入報告を予定しているジャン＝マリ・ポンティエ教授のフル規格の基調講演と、これに対する日仏のコメント的な報告（大津浩教授とピエール・ブリュネ教授が担当）、そして日仏その他の参加者による質疑討論の後、全体を総括する報告（ジュリアン・ブドン教授担当）で構成される本企画であった。

ジャン＝マリ・ポンティエ教授の基調講演は、フランスにおける健康への権利の歴史的展開、並びに現下の新型コロナウイルス感染拡大によるパンデミックに対抗するためにとられたフランス政府の多様な法的措置の概要と問題点、その結果、直面することとなった健康への権利保護のための個人の自由・権利制限というパラドックスが伝統的な法治国家原理にいかなる変容をもたらすのか、についての深い考察を示すものだった。これに対して、大津浩教授の報告からは、日本ではパンデミック対策と個人の権利・自由規制との緊張関係を露にしないという意図から、日本政府が強制的措置を避けつつ、日本社会の同調圧力を利用するという路線を採ったことが簡潔に示され、このような曖昧な法治国家の有りよう（「ゆるふわ立憲主義」とも呼ばれる）の功罪が指摘され、フランスとの鮮やかな対比が示された。他方でピエール・ブリュネ教授からは、フランスで政府による無数の法的措置が短時間で採用されるようになった原因は、現行の第五共和制憲法が行政権優位の国家体制を採用しているところに（言い換えれば国会が極めて弱体化しているところに）あるとの重要な指摘がなされ、ポンティエ報告が示した論点の一つがより深く掘り下げられた。質疑討論では、フランスの委任命令制度の変容可能性という論点の提示、あるいはフランス人の権利・自由概念が実際には他者の権利・自由の尊重を無視した極端に個人主義的なものとなっており、これがコロナ対策に対する過度の反発を生んでいるという指摘などがなされた。最後に総括報告として、ジュリアン・ブドン教授からは、日本の対応の中に垣間見えるソフトローへの視点や地方分権的な視点からフランスも学ぶべきとの指摘がなされ、両国の法的対応の比較から、法治国家研究の今後の進む方向性が示された。

本シンポジウム各報告の日本語訳は大津浩教授が法学部の学部紀要にまとめて掲載する予定である。今後の日仏法学交流の発展にとって極めて有意義なシンポジウムであった。